

2019年 ポケット判 択一過去問肢集 商業登記法
ご購入の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

『2019年 ポケット判 択一過去問肢集 商業登記法』の一部ページの掲載内容に誤りがございました。ご購入いただいた皆様にはご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。

別途、正しい内容を掲載したものを添付させていただきますので、お手持ちの書籍の該当ページの差替えをお願いいたします。

●訂正箇所

2019年 ポケット判 択一過去問肢集 商業登記法 (SL19008) P 119と P 121との間のページ

本来、P 120として問題番号185～187の問題部分が掲載されるべき箇所に、問題番号185～187の解説部分 (P 121) が掲載され、P 121の内容を重複して掲載しておりました。

今後、このようなことが起こらぬよう留意すると共に、ご購入いただいた皆様にご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

株式会社東京リーガルマインド
L E C 総合研究所司法書士事業本部
発行日：2019年2月1日



0001912190131

SL19013

- 185 募集設立の場合において、発行可能株式総数を定款に定めなかったときは、これを定める発起人全員の同意を証する書面を添付しなければならない。 [19-29-エ]
- 186 募集設立において、公証人の認証を受けた当該株式会社の定款に記載した発行可能株式総数を払込期日の後に変更したときは、発行可能株式総数について決議した創立総会の議事録を添付しなければならない。 [27-28-ア]
- 187 当該設立が募集設立であり、設立に際して普通株式のほか株主総会において議決権を行使することができないものと定められた種類株式を発行する場合において、発起人が創立総会の目的である会社の公告方法の変更について提案をし、当該提案につき普通株式の設立時株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、創立総会の決議があったものとみなされる場合に該当することを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。 [30-29-エ]